

令和8年度診療報酬改定における 歯科診療行為マスターの変更点について

【凡例】

項目…各種マスターの項目のこと

フラグ…各種マスターの設定値のこと

審査運営部 コンピュータチェック課
歯科チェック機能整備係

項目の追加

○「予備」項目の追加

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
66	公表順序番号	数字	9	可変	歯科点数表の規定する区分番号等に基づき診療行為の順序番号を設定する。



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
66	公表順序番号	数字	9	可変	歯科点数表の規定する区分番号等に基づき診療行為の順序番号を設定する。
67	予備	数字	1	可変	未使用：「0」を設定する。
}					
76	予備	数字	1	可変	未使用：「0」を設定する。

※公表順序番号の後ろに予備項目を追加予定（項番67～項番76）

フラグの追加

○検査等実施判断グループ区分のフラグ追加及び変更

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
31	検査等実施判断グループ区分	数字	2	可変	検査及び画像診断等の判断料又は診断料を算定できる診療行為のグループ区分を表す。 0 : 「1」から「4 2」以外の診療行為 1 : 尿・糞便等検査 2 : 血液学的検査 3 : 生化学的検査（Ⅰ） 4 : 生化学的検査（Ⅱ） 5 : 免疫学的検査 6 : 微生物学的検査 8 : 基本的検体検査 1 1 : 呼吸機能検査 1 3 : 脳波検査 1 4 : 神経・筋検査（筋電図検査） 1 5 : ラジオアイソトープ検査 1 6 : 眼科学的検査 1 7 : 遺伝子関連・染色体検査判断料 1 8 : 神経・筋検査（その他） 3 1 : 核医学診断 （「E 1 0 1 - 2」から「E 1 0 1 - 5」） 以下 （略）